

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第66期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社アプラスフィナンシャル
【英訳名】	PLUS FINANCIAL Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 哲朗
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 （上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
【電話番号】	(03) 6630 - 3933
【事務連絡者氏名】	財務部統轄次長 田中 誠樹
【縦覧に供する場所】	株式会社アプラスフィナンシャル 東京本部 （東京都千代田区外神田三丁目12番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益	百万円	71,869	74,338	76,555	78,895	78,538
経常利益	百万円	7,644	6,118	2,834	4,386	7,095
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	7,175	7,127	2,484	2,871	4,687
包括利益	百万円	7,687	8,825	2,795	2,096	7,163
純資産額	百万円	94,053	92,824	80,541	65,568	72,732
総資産額	百万円	1,055,781	1,195,863	1,444,293	1,515,396	1,574,979
1株当たり純資産額	円	2.66	8.41	10.20	11.53	16.23
1株当たり当期純利益	円	4.71	4.68	1.63	1.88	3.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	1.97	2.06	0.79	1.05	1.74
自己資本比率	%	8.9	7.8	5.6	4.3	4.6
自己資本利益率	%	7.5	7.6	2.9	3.9	6.8
株価収益率	倍	22.7	24.2	52.8	31.8	27.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	80,046	33,371	9,775	24,049	4,597
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,845	10,095	10,027	3,067	4,307
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	66,965	54,917	153,944	37,044	37,865
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	118,513	129,963	264,105	199,942	153,172
従業員数	人	1,444 (622)	1,381 (497)	1,303 (487)	1,263 (468)	1,230 (456)

(注) 1. はマイナスを示しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第64期の期首から適用しており、第63期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

5. 株式会社新生銀行による会社法第179条第1項に基づく当社株式の売渡請求により、当社の普通株式は2020年11月27日付で東京証券取引所市場第一部から上場廃止となったため、第66期の株価収益率については、最終取引日である2020年11月26日までの株価を用いております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益	百万円	4,794	1,595	1,499	1,408	1,328
経常利益	百万円	5,199	1,071	972	780	708
当期純利益	百万円	5,183	865	972	995	731
資本金	百万円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
発行済株式総数						
普通株式	株	1,524,211,152	1,524,211,152	1,524,211,152	1,524,211,152	1,524,211,152
優先株式	株	46,250,000	41,250,000	33,750,000	25,250,000	25,250,000
純資産額	百万円	79,422	70,234	56,126	40,053	40,784
総資産額	百万円	135,531	130,412	136,295	123,084	125,356
1株当たり純資産額	円	6.94	6.41	5.82	5.21	4.73
1株当たり配当額	円					
普通株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一回B種優先株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
D種優先株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
G種優先株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
H種優先株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益	円	3.40	0.57	0.64	0.65	0.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	1.42	0.25	0.31	0.36	0.27
自己資本比率	%	58.6	53.9	41.2	32.5	32.5
自己資本利益率	%	6.3	1.2	1.5	2.1	1.8
株価収益率	倍	31.5	199.0	134.8	91.8	175.0
配当性向	%	-	-	-	-	-
従業員数	人	5 (1)	5 (-)	5 (-)	4 (-)	3 (-)
株主総利回り	%	104.9	110.8	84.3	58.8	82.4
(比較指標：配当込み TOPIX)		(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
(比較指標：配当込み TOPIXその他金融業)		(100.4)	(119.6)	(108.5)	(97.2)	(140.2)
最高株価	円	128	124	120	111	85
最低株価	円	88	99	71	51	54

(注) 1. はマイナスを示しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

4. 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5. 株式会社新生銀行による会社法第179条第1項に基づく当社株式の売渡請求により、当社の普通株式は2020年11月27日付で東京証券取引所市場第一部から上場廃止となったため、第66期の株価収益率、株主総利回りおよび株価の推移については、最終取引日である2020年11月26日までの株価について記載しております。

2【沿革】

当社（形式上の存続会社、旧社名：株式会社ダイシンファイナンス、設立年月日：1951年3月30日、住所：大阪府南区南船場一丁目17番26号）は、株式会社大信販（被合併会社であり実質上の存続会社、設立年月日：1956年10月6日）の株式額面金額の変更のため1980年4月1日を合併期日として同社を吸収合併し、資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎましたが、合併期日前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承しました。

したがって、以下の記載事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社についてのものであります。

- 1956年10月 資本金1億円をもって大阪市東区に「大阪信用販売株式会社」を設立。大阪府下における呉服、洋服、洋装等業種別小売組合加盟の小売商に対するクーポン事業を開始。
- 1962年5月 割賦購入あっせん業者登録。
- 1962年9月 ショッピングクレジット（個別信用購入あっせん）業務を開始。
- 1962年10月 キャッシングサービス業務を開始。
- 1972年10月 クレジットカード業務を開始。
- 1976年1月 保証業務を開始。
- 1976年11月 集金代行業務を開始。
- 1978年9月 「株式会社大信販」に商号変更。
- 1981年11月 大阪証券取引所市場第二部に上場。
- 1984年3月 株式会社ショップ二十一（現 株式会社アプラスインベストメント）を設立。
- 1984年9月 大阪証券取引所市場第一部に上場。
- 1992年4月 「株式会社アプラス」に商号変更。
- 2004年9月 株式会社新生銀行と全面的な業務・資本提携を行い、同行が親会社となる。
- 2005年12月 アルファ債権回収株式会社を設立。
- 2006年3月 全日信販株式会社が実施した第三者割当増資の引受により、同社を子会社化。
- 2009年4月 株式会社アプラスクレジット（現 株式会社アプラス）および株式会社アプラスパーソナルローンを設立。
- 2010年4月 「株式会社アプラスフィナンシャル」に商号変更。
吸収分割により株式会社アプラスおよび株式会社アプラスパーソナルローンに事業を承継し、事業持株会社体制に移行。
- 2013年7月 大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所市場第一部に上場。
- 2014年6月 本店所在地を現所在地に移転。
- 2015年3月 株式会社アプラスが新生カード株式会社を吸収合併。
- 2017年7月 株式会社アプラスがアルファ債権回収株式会社の全株式を株式会社新生銀行へ譲渡。
- 2020年11月 東京証券取引所市場第一部から上場廃止。
- 2020年12月 株式会社新生銀行の完全子会社となる。

（参考）

形式上の存続会社の沿革は、次のとおりであります。

- 1951年3月 線材垂鉛鍍金の加工を目的として、株式会社奥野垂鉛鍍金工場を設立。
- 1951年10月 商号を「奥野工業株式会社」に変更。
- 1979年10月 商号を「株式会社ダイシンファイナンス」に変更。
- 1980年4月 株式会社大信販を吸収合併、商号を「株式会社大信販」に変更。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
(株)新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	100.0	預金の預入 資金の借入

(注) 1. 株式会社新生銀行は、有価証券報告書を提出しております。

2. 当社は株式会社新生銀行による会社法第179条第1項に基づく当社株式の売渡請求により、2020年12月1日付で、株式会社新生銀行の完全子会社となりました。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)アプラス (注) 1・2	大阪市浪速区	15,000	信販業	100.0	役員の兼任 業務委託
全日信販(株)	岡山市北区	1,000	信販業	100.0	役員の兼任
(株)アプラスパーソナル ローン	大阪府吹田市	100	消費者金融業	100.0	役員の兼任
その他1社	-	-	-	-	-

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 株式会社アプラスは、営業収益の連結営業収益に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	(1) 営業収益	76,618百万円
	(2) 経常利益	7,118百万円
	(3) 当期純利益	4,437百万円
	(4) 純資産額	62,190百万円
	(5) 総資産額	1,491,405百万円

(3) 持分法適用関連会社

該当事項はありません。

(4) その他の関係会社

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

会社名	従業員数(人)	
(株)アプラスフィナンシャル	3	(-)
(株)アプラス	1,192	(394)
(株)アプラスパーソナルローン	11	(16)
全日信販(株)	22	(38)
その他	2	(8)
合計	1,230	(456)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. ()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。
3. 上記各社とセグメントとの関係については、「3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3	38.3	14.8	5,418,541

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. セグメントとの関係については、「3. 事業の内容」に記載のとおりであります。
4. 連結会社の平均年齢等は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,230	41.7	15.9	5,691,432

- (1) 上記従業員数には当社グループ外からの出向者を含んでいます。
(2) (株)アプラス以外の連結子会社の従業員は、すべて(株)アプラスもしくは当社グループ外から出向しております。
(3) 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、当社グループ外からの出向者を除いて算出しております。
(4) 平均年間給与には、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

一部の子会社には労働組合が組織されております。
なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社は、株式会社新生銀行による会社法第179条第1項に基づく当社株式の売渡請求により、2020年12月1日付で、新生銀行の完全子会社となりました。これにより、新生銀行グループ一体となった経営体制は今まで以上に強固なものとなり、経営資源の相互活用、機能の集約による効率化、意思決定のスピード化が図られ、経営環境の変化に柔軟に対応することが可能となりました。

当社グループでは、「新生銀行グループ行動憲章」において、新生銀行グループの目指す姿として以下の経営理念を掲げ、日々の経営・業務に取り組んでいます。

- ・安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまに求められる銀行グループ
- ・経験・歴史を踏まえた上で、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ
- ・透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員などすべてのステークホルダーを大切に、また信頼される銀行グループ

(2) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による2度にわたる緊急事態宣言が发出され、社会経済活動の抑制が続くなか、感染を避ける消費者行動の変化により非対面・非接触型決済の需要が高まりましたが、一方で、外出自粛の影響や資金需要の減少により、カードビジネスの成長が停滞する傾向がみられました。

(3) 経営戦略等ならびに連結会社が優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当社グループでは、新生銀行グループの主要な子会社グループとして、グループの融合により革新的金融サービスを提供し、リッチなオペレーションと卓越した生産性・効率性を実現することを中長期ビジョンに掲げ、各間接機能の高度化と当社グループを含む広範な金融機能全てを含む新生銀行グループでの全体最適を追求することでグループガバナンスの強化を図るとともに、グループ各社で重複する機能を集約することで生産性・効率性の向上を目指しています。

現在の経営環境を踏まえ、当社グループは、以下の中期経営戦略の方針に沿い、「価値共創による成長追求」に取り組んでいます。具体的には、新生銀行グループが保有する金融ライセンスや金融・決済システムなどの広範な金融機能を活用し、顧客基盤を有するパートナー企業やFintech企業等と協業しながら、次世代に必要な金融・決済サービスを開発し、新たな金融体験を提供することで、業界の垣根を越えて競争が激化する経営環境に対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響につきましては、当社グループのビジネスの性格上、ショッピング、カード、ローンおよびペイメント事業は金融・決済手段として社会的に重要なインフラを担っており、その機能を提供し続ける使命があるとの認識の下、当社グループは業務継続のため、お客さまおよび従業員の健康と安全を最優先に、政府や自治体などの方針に基づき、感染拡大の抑止に迅速に対応してまいります。

「アプラスグループ中期経営戦略（2019年度～2021年度）の概要」につきましては、以下のとおりであります。

中長期ビジョン

「グループの融合により革新的金融サービスを提供し、リーンなオペレーションと卓越した生産性・効率性を実現する」

基本方針

「価値共創による成長追求と経営資源の最適活用による提供価値の最大化」

中期経営戦略骨子

「既存ビジネスの改善・改良による収益拡大と環境変化への対応」

- ・ショッピングクレジット事業：多方面の資金ニーズに対応するプラットフォームとして展開
- ・カード事業：キャッシュレス化の中心として、よりアクティブな顧客基盤の拡充
- ・ペイメント事業：決済手段多様化に対応した新規ビジネス展開と既存ビジネスの収益力強化
- ・ハウジング事業：既存商品の充実と新商品へのチャレンジによる長期優良債権の安定的積上げ
- ・ペイメントソリューションを強力に推進するコンサルティング営業体制の実現
- ・新生銀行グループ一体となった営業連携、新規事業の推進

「構造改革推進による徹底した省力化と人材の活用」

- ・新たな仕組みの導入と、オペレーションセンターと回収センターの融合により高品質・高効率センター体制を構築
- ・営業戦略・構造改革を支えるシステム開発・運営体制実現
- ・拠点再編、子会社統合の着実な実施

「働きがいのある職場づくり」

- ・多様性の尊重と機会の平等を目指して、コミュニケーションの充実と隅々まで目の届くマネジメントを追求

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経済環境の変化について

当社グループの主力事業であるショッピングクレジット、カード等の事業は、経済環境の変化などによる個人消費の低迷や、雇用情勢の悪化等が続いた場合、取扱高の減少や返済状況への影響により、収益の減少および貸倒関連コストの増加が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経済活動の停滞が長期化した場合や、さらには緊急事態宣言の対象地域拡大や長期化により消費行動が抑制された場合は、上記と同様、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場の競争激化について

消費者信用マーケットは、近年、カード事業における異業種の参入を始め、極めて競争の激しいものとなっております。こうした競争の激化に伴い、収益率の低下や優良取引先との取引状況に変化などが生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 大規模災害等の発生について

当社グループは、大規模災害等が発生した場合に備え、業務継続体制に関連する規程および業務継続計画（BCP）を制定し、教育・訓練を実施しておりますが、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息に向かわず、国内においてロックダウン（都市封鎖）などの措置が取られるような、予想を超えた災害等が発生した場合には、当社の業務継続が困難となり、当社グループの業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 貸倒引当金の十分性について

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せざる理由により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなるおそれがあります。

(5) 金利の変動について

当社グループは、変動金利による資金調達を行っているため、金融情勢の変化によっては、想定外の調達コストの変動が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 資金調達について

当社は、株式会社格付投資情報センターから発行体格付けA - の格付けを取得（2021年4月27日現在）しておりますが、当社グループの業績が悪化すれば、格付けや信用力が低下し、資本市場や金融機関からの調達コストの上昇などを招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事務事故・不正等について

当社グループの株式会社アプラス（以下、「アプラス」という。）がアルヒ株式会社と提携して取り組んだ投資用マンションローンにおいて、審査書類の改ざんや不自然な不動産評価があった等の一部報道を受け、社内に設置した社外の弁護士を委員長とする特別調査委員会による調査を実施し、その調査結果を、2020年4月1日に公表しました。特別調査委員会による調査の結果、収入証明書の改ざんが行われたと認定された案件が24件認められましたが、当社グループの役職員の収入証明書改ざんへの関与は認められず、また、不動産の評価についての不正や、不当な不動産評価がなされたものは認められませんでした。特別調査委員会からは、収入証明書の改ざんを生じさせた背景として、投資用マンションローンの商品設計・審査体制上の問題や、ガバナンス・内部統制の体制に関する問題が指摘され、再発防止策の提言を受けました。当社グループでは、この再発防止策の提言を受け、より具体的な事業運営体制の強化策を取りまとめ、2020年10月23日、「アプラスグループの事業運営体制の強化について投資用マンションローンにおいてご返済にお困りのお客さまへの真摯な対応」を公表しました。当社グループでは、この事業運営体制の強化策を着実に実行することで、同様の事態を発生させることのないよう取り組んでまいりました。また、アプラスでは、収入証明書の改ざんが認められた案件のお客さまからご契約時の状況などを聴取しました。その結果、お客さまが知らないところで収入証明書が改ざんされた事例や、ご契約時に悪質な不動産業者等に本来の年収とは異なる金額を申込書に記載するよう促された事例などが確認されています。アプラスではお

客さまからのお申し出を真摯に伺い、ご提供いただいた情報を慎重に判断した上で、配慮すべき事情があるお客さまについては、お客さまごとの事情を踏まえた適切な対応を行っています。

特別調査委員会の調査により収入証明書の改ざんが認定されたことによる当社グループに及ぼした影響は現時点では限定的ですが、事業運営体制の強化策が有効に機能しなかった場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報管理について

当社グループは、ショッピングクレジット・カード・ローン・ペイメント等を主要事業として推進しており、これらの事業展開に不可欠であるお客さまの個人情報を保護することについて、2005年11月には「プライバシーマーク」の認定を取得するなど、重要な使命として取り組んでおります。しかしながら、万一、個人情報の紛失や漏洩事件が発生した場合、社会的信用の失墜、損害賠償責任などが発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報システムへの依存について

当社グループの事業は、コンピュータシステムに高度に依存しており、各種データ処理などのシステムセンターはバックアップデータの確保や、耐震・防災設備を施されているなど、強固で安全なシステム体制を構築しております。しかしながら、予想を超えた災害が発生した場合には、システムに重大な支障が生じる可能性があり、信頼性の低下や、業務への支障により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制等について

割賦販売法、特定商取引法

当社グループのショッピングクレジット事業およびカード事業は、「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の業務規制を受けております。今後、同法が更に改正された場合、その内容によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが直接適用を受けるものではありませんが、当社グループの提携先の中には「特定商取引法」の適用を受ける先があります。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

貸金業法等

当社グループの融資関連事業は、「貸金業法」等の適用を受けております。

当社グループは、融資収益に依存せず、本業の収益性を高めることを戦略としておりますが、想定以上の市場の収縮等があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これまでの貸付に対しての「利息制限法」の上限金利を超える利息部分の返還請求に伴い、超過利息の返還等を行う場合があります。当社グループは、利息の返還に伴う損失見込額について引当金を計上しておりますが、予想以上の返還請求があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 株式会社新生銀行との関係について

当社グループは、株式会社新生銀行を中心とする企業グループの一員であり、新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの中核企業グループとしての位置付けの中で、グループとしてのシナジー効果を最大限に発揮することで収益の拡大に努めております。

当社と株式会社新生銀行との関係に今後何らかの変化があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態および経営成績の状況

当連結会計年度の日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2度にわたる緊急事態宣言が発出され、社会経済活動の抑制が続いた影響から、個人消費は低調に推移いたしました。

当業界におきましては、感染を避ける消費者行動の変化により非対面・非接触型決済の需要が高まりましたが、一方で、外出自粛の影響や資金需要の減少により、カードビジネスの成長が停滞する傾向が見られました。

このような中、新生銀行グループにおける当社グループは、中期経営戦略の2年目を迎え、「価値共創による成長追求と経営資源の最適活用による提供価値の最大化」の基本方針のもと、既存ビジネスの改善・改良による収益拡大と環境変化への対応、構造改革推進による徹底した省力化と人材の活用、働きがいのある職場づくり、を骨子として更なる成長と事業基盤の整備に取り組んでまいりました。

価値共創型ビジネスの事例としては、外部パートナーへ小口ファイナンスや決済サービスの機能を提供するビジネスを展開してまいりました。ネオバンク・プラットフォーム「BANK IT®」による新生銀行グループが有する決済、為替、与信機能などの金融サービスをカフェテリア形式で提供するサービスや、株式会社Credit Financeによる外国人居住者向けの与信関連サービスや、株式会社USEN-NEXT フィナンシャルによるUSEN-NEXT GROUPの法人お客さま向けの金融サービスの提供を開始いたしました。

また、当社は2020年10月30日付で特別支配株主である株式会社新生銀行（以下、「新生銀行」という）から、当社の株主の全員（新生銀行、株式会社新生フィナンシャルおよび当社を除く）に対する普通株式の株式売渡請求の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、株式売渡請求を承認することを決議いたしました。これにより、当社の普通株式は株式会社東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に該当することになり、2020年11月27日をもって上場廃止となりました。2020年12月1日付で新生銀行は当社の普通株式の全てを取得し、当社は新生銀行の完全子会社となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、カード、ローンがコロナ禍の影響を受けたものの堅調なショッピングクレジット、ペイメントがビジネス全体を下支えした結果、営業収益は78,538百万円（前連結会計年度比0.5%減）となりました。営業費用は与信関連費用の減少により71,330百万円（同4.0%減）となりました。この結果、営業利益は7,207百万円（同55.9%増）、経常利益は7,095百万円（同61.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,687百万円（同63.3%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

ショッピングクレジット

当セグメントにつきましては、新生銀行グループの昭和リース株式会社と連携した中小企業・小規模事業者向けソリューションであるベンダーリースや自動車販売店の営業基盤を活用した個人向けオートリースの取扱を伸ばしてまいりました。また、WEB経由で申込が完結するeオーダーの拡大により一般商品の取扱を伸ばしてまいりました。

当セグメントにおける営業収益は32,434百万円（前連結会計年度は30,229百万円）、セグメント利益は6,225百万円（同2,989百万円）となりました。

カード

当セグメントにつきましては、普段のお買い物のカードショッピング利用額に応じて、ショッピングクレジットのご返済額を値引きする特典の付いた「APLUS CARD neo」の発行を開始するなど、お客さまの潜在需要に応える新しいカード発行に取り組んでまいりました。

当セグメントにおける営業収益は23,450百万円（前連結会計年度は24,963百万円）、セグメント利益761百万円（同691百万円）となりました。

ローン

当セグメントにつきましては、住宅購入に必要な諸費用などをご融資する「マイホームプラン」や、全国の空き家問題のソリューションとなる空き家解体費用に特化した「解体費ローン」の推進に取り組んでまいりました。

当セグメントにおける営業収益は6,877百万円（前連結会計年度は7,772百万円）、セグメント利益は2,262百万円（同2,444百万円）となりました。

ペイメント

当セグメントにつきましては、口座振替、コンビニ決済、家賃サービスといった集金代行サービスは安定した成長が続きました。コード等決済サービスは、国内需要の取り込みを図るべく利用店舗網の拡大に取り組んでまいりました。

当セグメントにおける営業収益は13,684百万円（前連結会計年度は12,903百万円）、セグメント利益は1,733百万円（同2,064百万円）となりました。

その他子会社

当社子会社である全日信販株式会社につきましては、当社グループ内の組織再編を目的として、2021年4月1日付で主要事業を株式会社アプラスインベストメントに会社分割により承継いたしました。

当セグメントにおける営業収益は1,287百万円（前連結会計年度は2,260百万円）、セグメント利益は205百万円（同108百万円）となりました。

なお、上記セグメント別の業績には、記載のセグメントには含まれない事業セグメントおよび調整額が含まれておりません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ46,770百万円減少し、153,172百万円となりました。

営業活動の結果減少した資金は、4,597百万円（前連結会計年度は24,049百万円の減少）となりました。これは主として、売上債権の増加によるものであります。

投資活動の結果減少した資金は、4,307百万円（前連結会計年度は3,067百万円の減少）となりました。これは主として、無形固定資産の取得によるものであります。

財務活動の結果減少した資金は、37,865百万円（前連結会計年度は37,044百万円の減少）となりました。これは主として、借入金等の減少によるものであります。

営業実績

ア. セグメント別営業収益

セグメントの名称	金額（百万円）	前連結会計年度比（％）
ショッピングクレジット	32,434	107.3
カード	23,450	93.9
ローン	6,877	88.5
ペイメント	13,684	106.1
その他子会社	1,287	56.9
報告セグメント計	77,732	99.5
その他	810	104.8
合計	78,542	99.5

（注）1．金額は、セグメント間の内部消去前の数値によっております。

2．セグメント別営業収益には、消費税等は含まれておりません。

イ. セグメント別取扱高

セグメントの名称	金額（百万円）	前連結会計年度比（％）
ショッピングクレジット	486,103	105.3
カード	614,971	92.3
ローン	14,153	50.9
ペイメント	1,821,776	103.4
その他子会社	2,640	35.5
報告セグメント計	2,939,644	100.5
その他	-	-
合計	2,939,644	100.5

（注）1．セグメント別取扱高の範囲は、主として次のとおりであります。

アドオン方式の場合は、クレジット対象額または保証元本に手数料を加算した金額であります。リボリング方式および残債方式の場合は、クレジット対象額、融資額または保証元本であります。ペイメントは、集金代行金額等であります。

2．金額は、セグメント間の内部消去後の数値によっております。

ウ. 融資における業種別貸出状況

業種	前連結会計年度 (2020年3月31日)			当連結会計年度 (2021年3月31日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
卸売、小売・飲食店	2	0.0	3	2	0.0	2
不動産業	271	0.1	16	0	0.0	2
サービス業	6	0.0	2	6	0.0	2
個人	274,259	99.9	303,532	255,933	99.9	274,162
合計	274,540	100.0	303,553	255,942	100.0	274,168

エ. 融資における担保別貸出状況

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保の種類	貸出金残高(百万円)	貸出金残高(百万円)
不動産	148,191	133,772
信用	126,348	122,169
合計	274,540	255,942

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討結果

当社グループの当連結会計年度における経営成績等は、外出自粛の影響や資金需要の減少といったコロナ禍の環境変化によりカード、ローンの取扱が減少したものの、従前より取り組んできたショッピングクレジット、ペイメントの推進商品が堅調に拡大し、ビジネス全体を下支えした結果、営業収益は前連結会計年度比でわずかな減収にとどまりました。一方で、利息返還損失引当金の追加繰入を年度末に実施したものの、債権回収が堅調に推移し貸倒引当金繰入額が想定を下回って推移したことにより、与信関連費用の減少を主因として営業費用が減少し、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を上回る結果となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としましては、貸倒引当金繰入額の増加や利息返還損失引当金の追加引当などが挙げられます。

貸倒引当金につきましては、雇用情勢の悪化や個人の信用リスクの増大により、貸倒損失が想定を上回り、貸倒引当金繰入額が増加する可能性があります。引き続き厳格な与信運営と回収体制の強化により良質な債権内容を維持し、貸倒引当金繰入額の抑制に努めてまいります。

利息返還損失引当金につきましては、足元の利息返還請求等の状況を踏まえて見直しを見直したことにより、当連結会計年度末において利息返還損失引当金を積み増しいたしました。利息返還請求の動向につきましては、足元で落ち着いた動きが続くものの、引き続きその動向には注視してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定しておりましたが、当連結会計年度末において、当該想定に重要な変更はなく、会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定に重要な影響はないと判断しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経済活動停滞による影響が長期化した場合や、さらには緊急事態宣言発令下での外出自粛要請により、消費行動が抑制された場合は、当社の主力事業であるショッピングクレジット、カード等の事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容ならびに資本の財源および資金の流動性に係る情報

当社グループの資金調達につきましては、金融機関からの短期借入、長期借入のほか、社債、短期社債、債権流動化などを活用し、調達手段を多様化しております。運転資金や短期の営業債権に対応する調達は、短期借入や短期社債を活用して機動的に運営する一方、長期の営業債権に対応する調達は、長期借入や社債、債権流動化などを活用することで安定的な資金運営に努めております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名	所在地	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）	
			建物及び 構築物	土地		その他		合計
				面積 （㎡）	金額			
(株)アプラス	東京本部	東京都千代田区	123	-	-	52	176	254 (28)
	大阪事務所 (本店所在地)	大阪市浪速区	36	-	-	18	54	154 (68)
	営業店・センター等	-	316	-	-	1,252	1,569	784 (298)
全日信販(株)	事務センター	岡山市北区	280	2,411	161	-	441	18 (37)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記各社とセグメントの関係については、「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

3. 上記のうち、主な事業所の年間賃借料は、次のとおりであります。

株式会社アプラス 東京本部 309 百万円

株式会社アプラス 大阪事務所 167 百万円

4. 従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	3,914,000,000
B種優先株式	2,500,000
H種優先株式	22,750,000
計	3,939,250,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式 (注)1	1,524,211,152	1,524,211,152	-	単元株式数 100株
第一回B種優先 株式 (注)2	2,500,000	2,500,000	-	単元株式数 100株 (注)3・4・5
H種優先株式	22,750,000	22,750,000	-	単元株式数 100株 (注)4・6
計	1,549,461,152	1,549,461,152	-	-

(注)1. 株式会社新生銀行による会社法第179条第1項に基づく当社株式の売渡請求により、当社の普通株式は2020年11月27日付で東京証券取引所市場第一部から上場廃止となっております。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 第一回B種優先株式は、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。

(2) 第一回B種優先株式の取得価額の修正の基準および頻度
(注)5に記載のとおりであります。

(3) 第一回B種優先株式の取得価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

取得価額の下限
73円 50銭

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の上限

34,013,605株(2021年3月31日現在における発行済株式総数2,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.23%)

(4) 第一回B種優先株式は、当社の決定により当該優先株式の全部の取得を可能とする条項を有していません。

(5) 第一回B種優先株式は、当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

4. 優先株式の内容は、当社の定款の定めおよび必要な事項を記載しております。

5. 第一回B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(B種優先配当金)

1. 当社は、第36条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。

当社は、第36条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。

B種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のB種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(残余財産の分配)

4. 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。
B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

5. B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会にB種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、B種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、B種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)

6. 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。
当社は、B種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(優先株式の取得)

7. 当社は、いつでもB種優先株式を取得することができる。

(B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)

8. B種優先株主は、2007年9月1日から2022年8月31日までの期間中、下記条件により、その有するB種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

B種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社は1株につき下記ア・乃至エに定める交付価額により当社の普通株式を当該株主に交付するものとする。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所(大阪証券取引所の現物市場が東京証券取引所の現物市場に統合される2013年7月16日より前の時点については、「東京証券取引所」を「大阪証券取引所」と読み替えるものとする。)における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

- (1) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式(以下「交付価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

- (イ) 時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付(株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)による交付、又は新株予約権の行使による場合を除く。)する場合

調整後交付価額は、払込期日の翌日以降若しくは受渡期日以降又は募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当社が有する当該普通株式の数を含む。

- (ロ) 株式の分割がなされた場合
調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定め
ない場合には効力発生日）の翌日以降、これを適用する。
- (ハ) 時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは
取得させることができる証券（権利）を発行又は交付する場合
調整後交付価額は、その証券の発行日若しくは受渡日に又はその募集において株主に割当てを受け
る権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行若しくは交付
される証券の全額が交付され、当会社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日
の翌日以降若しくは受渡日以降又はその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。た
だし、当該発行又は交付される証券の交付価額がその発行日若しくは受渡日又は割当てのための
基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に発行され証
券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (二) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額（会社法第236条に規定される。以下同じ。）
が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若
しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）又
は新株予約権付社債を発行する場合
調整後交付価額は、その証券の発行日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与え
る場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に新株予約権の全部が行使され、当会
社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当てのための基準日の翌
日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをな
すべき1株当たりの価額がその発行日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整
後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使
されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (2) ウにおける「時価」とは、調整後交付価額を適用する日（上記 ウ（1）（二）ただし書きの場
合には割当てのための基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当
会社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。た
だし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (3) 上記 イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に ウに掲げる交付価
額の調整事由が生じた場合には、ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、イに基づき修
正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを
適用する。
- (4) 上記 イに定める時価算定期間の間に ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、ウの
他の規定に従った交付価額の調整に加え、イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価
額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (5) 上記 ウ（1）の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は取締役会が適
当と判断する価額に調整される。
- () 合併、資本金の額の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整を必要
とする場合
 - () 上記第()のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生によ
り、交付価額の調整を必要とする場合
 - () 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相乗して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の
算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (6) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまる
ときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付
価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額
を差し引いた額を使用する。
- (7) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な
交付価額とする。
- (8) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を
与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は、調整後交付価額を
適用する日の1ヵ月前の日における当会社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当会社
が有する当会社の普通株式数を控除した数とする。
- (9) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- () ウ（1）（イ）の時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付する
場合には、当該払込金額又は受渡金額（金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284

条第1項乃至第7項に従って調査された現物出資財産の価額若しくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)

- () ウ(1)(ロ)の株式の分割がなされた場合は0円
- () ウ(1)(ハ)の時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当会社による取得と引換えに当会社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行又は交付する場合には、当該交付価額
- () ウ(1)(ニ)の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)又は新株予約権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

エ. 上限交付価額及び下限交付価額の調整

上記ウの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても、交付価額を上限交付価額又は下限交付価額に置換えた上で交付価額調整式を適用して同様の調整を行い(以下それぞれ「調整後上限交付価額」又は「調整後下限交付価額」という。)、ウ(5)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、ウ(3)に定める場合には、調整後上限交付価額及び調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

B種優先株式を当会社が取得すると引換えに、当会社が交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)

9. 当会社は、前項第1号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。当会社は、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式強制取得日の2週間前までに、当該日を通知、若しくは公告するものとする。

第1号の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(優先配当金の除斥期間)

10. 第37条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。

(優先順位)

11. H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無)

12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(議決権を有しないこととしている理由)

13. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

6. H種優先株式の内容は次のとおりであります。

(H種優先配当金)

1. 当会社は、第36条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者(以下、上記普通株式及びB種優先株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。

2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。

2009年4月1日(同日を含む。)から2016年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度

の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円(以下「H種清算価値」という。)に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「H種優先株式増加配当率」とは、()当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ただし、本条第11項に基づく取得にあたり、9月30日以前を取得日とする場合は、当該取得日の直前の4月1日及び10月1日)(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページに表示される各数値の平均値(当該レート算出停止時の後継金利は総株主の同意により決定するものとする)、()1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.))を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率、及び()1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、H種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(優先中間配当金)

4. 当社は、第36条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「H種優先中間配当金」という。)を行う。

(残余財産の分配)

5. 当社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、()H種清算価値、()H種最終配当金額(本条第11項に定義)、及び()2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費(本条第11項に定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。

H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、前号の他、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までH種優先株式100株当たり1議決権を有する。

(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)

7. 当社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、H種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(H種優先株式の取得)

8. 当社は、いつでも、H種優先株式を取得することができる。

(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)

9. H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。

前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに当社がH種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(1) H種優先株式交付価額

当初のH種優先株式交付価額は、当社にH種優先株式の発行を認めた当会社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格(以下、本項において「VWA P 価格」という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWA P 価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWA P 価格とし、かかるVWA P 価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む。))とする。)の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のH種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(2) H種優先株式交付価額の調整

(イ) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当会社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後H種優先株式交付価額} = \text{調整前H種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当会社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。)における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。

上記算式における「時価」とは、() 当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値がない日は除く。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、又は() 当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な時価を意味する。

(ロ) 新株予約権等の発行

当社が当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換え

に取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当会社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなす。

（八）株式分割

当会社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式にかかわらず、H種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前に本項に基づくH種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にH種優先株主が保有することになる数の当会社の普通株式を、H種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。

（二）配当その他の分配

当社が、当会社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してその他の分配を行った場合（ただし、株式分割及び株式配当を除く。）、H種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。

（ホ）その他当会社の取締役会が定める調整

本号（2）（イ）乃至（二）で規定されている調整に加え、（ ）合併、減資、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、（ ）当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は（ ）H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後H種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するH種優先株式交付価額に調整されるものとする。

（ヘ）解釈

本項に不明瞭な点がある場合、又はH種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当会社の取締役会がH種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにH種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

（当会社の普通株式を対価とする取得条項）

10. 当社は、2012年4月1日（同日を含む。）から2014年3月31日（同日を含む。）までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価（上記通知の送付日付で前項第2号（2）（イ）に定めるところに従い計算されたもの。）がその時点で有効なH種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。（金銭を対価とする取得条項）

11. 当社は、いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。

「H種優先株式取得価格」とは、（ ）H種清算価値、（ ）H種最終配当金額、及び（ ）2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。

「H種最終配当金額」とは、（ ）取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算した金額、又は（ ）取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した金額に相当する額を意味する。ただし、上記（ ）又は（ ）により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「H種早期取得費」とは、（ ）H種清算価値に、（ ）H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）として

Telerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間（以下、本項において「取得費計算期間」という。）に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。）（ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフワード・レート（円LIBOR（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。）（なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。）を減じた率（ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。）を乗じた額に、（ ）取得日から2016年3月31日（同日を含む。）までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

当社は、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日を通知、若しくは公告するものとする。

H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

（金銭を対価とする取得請求権）

12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。

前号に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるH種優先株式の取得日に有効なH種優先株式取得価格に相当する額とする。

（優先配当金の除斥期間）

13. 第37条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。

（優先順位）

14. H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。

（会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無）

15. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

（議決権を有しないこととしている理由）

16. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年9月20日 (注)	G種優先株式 5,000	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 3,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750
2017年7月14日 (注)	G種優先株式 3,000 H種優先株式 2,000	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 - H種優先株式 30,250	-	15,000	-	3,750
2018年7月9日 (注)	H種優先株式 7,500	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 H種優先株式 22,750	-	15,000	-	3,750
2019年5月30日 (注)	D種優先株式 8,500	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 - H種優先株式 22,750	-	15,000	-	3,750

(注) 消却したことにより減少しております。

(5)【所有者別状況】
普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	15,242,044	-	-	-	-	66	15,242,110	152
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	0.00	100.00	-

- (注) 1. 自己株式6,677株は「個人その他」に66単元、「単元未満株式の状況」に77株含まれております。
2. 当社は株式会社新生銀行による会社法第179条第1項に基づく当社株式の売渡請求により、2020年12月1日付で株式会社新生銀行の完全子会社となりました。

第一回B種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	25,000	-	-	-	-	-	25,000	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

H種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	227,500	-	-	-	-	-	227,500	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	1,549,454	100.00
計	-	1,549,454	100.00

(注) 当社は株式会社新生銀行による会社法第179条第1項に基づく当社株式の売渡請求により、2020年12月1日付で株式会社新生銀行の完全子会社となりました。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,600	-	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,524,204,400	15,242,044	同上
	第一回B種優先株式 2,500,000	25,000	
	H種優先株式 22,750,000	227,500	
単元未満株式	普通株式 152	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,549,461,152	-	-
総株主の議決権	-	15,494,544	-

(注) 第一回B種優先株式、H種優先株式は、2020年3月期に係る配当がなかったため、議決権を有しております。

【自己株式等】

普通株式

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アプラス フィナンシャル	大阪市浪速区湊町 一丁目2番3号	6,600	-	6,600	0.00
計	-	6,600	-	6,600	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

普通株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	800	67,019
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月28日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数				
普通株式	6,677	-	6,677	-

3【配当政策】

配当につきましては、財務体質の強化および将来の事業展開への備え、当社グループを取り巻く事業環境などを総合的に勘案し、中長期的な視点にたつて安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、内部留保による財務基盤の強化を図るとともに自己資本の充実に努めることから、誠に遺憾ながら、すべての種類株式について無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、中期経営戦略の中長期ビジョンの実現に向けた基盤整備および財務体質の強化のために効果的に活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、各種優先株式の優先配当金を超えて配当をすることはできません。

本有価証券報告書提出時点の優先株式の内容は、「1.株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、連結会社の企業統治に関する事項について記載しております。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

当社グループは、経営監視機能の強化およびコンプライアンス体制の充実による経営の健全性を保持し、経営環境の変化への迅速な対応および経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。

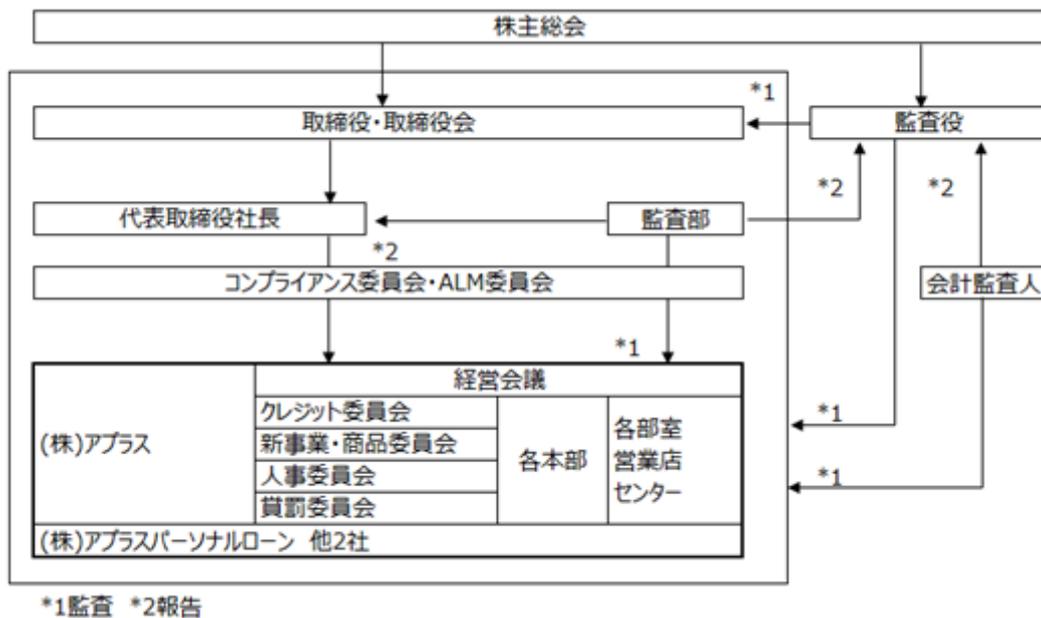
当社は、取締役会および監査役を設置し、委員会設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離せず、監査役を設置を前提として、取締役会が監督機能を有する体制とすることで、事業持株会社として客観的な立場から経営を監視し、その実効性を高めることでコーポレート・ガバナンス体制の充実を図れるよう、現在の体制を選択しております。

取締役会については、3ヵ月に1回以上、また必要に応じて開催されており、経営の重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督しております。本有価証券報告書提出日時点における当社の取締役は、代表取締役清水哲朗、取締役鍵田裕之、取締役小座野喜景、取締役鳥越宏行、取締役平沢晃の5名であります。

経営監視機能として、当社は監査役を設置した監査役制度を採用しており、監査役が取締役会やその他の主要な会議への出席や意見具申を通じ監視機能を果たしております。本有価証券報告書提出日時点における当社の監査役は、社外監査役松本恭平、監査役笠原二郎の2名であります。

事業等に密接に関わる株式会社アプラスの組織は、本部制を採用し、業務執行のスピードアップを図るとともに、その成果と責任を明確にしております。

当社グループの経営上の意思決定、執行および監督に係る業務執行組織、その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



内部統制システムの整備状況については、2006年5月に取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針として制定し、2015年4月に関連法令の施行等に伴い改定した「内部統制規程」に基づき、「新生銀行グループ行動憲章」「新生銀行グループ行動規範」などの社内諸規程の整備を行い法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んでおります。

当社親会社である株式会社新生銀行（以下、「新生銀行」という。）は、2017年4月1日付で、新生銀行グループ各社の間接機能の統合・一体運営を図るため、新生銀行内に「グループ本社」を設置いたしました。これにより、各間接機能の高度化とグループガバナンスの強化を図るとともに、新生銀行グループ各社で重複する機能を集約することで、生産性・効率性の向上を目指し、当社グループにおきましても、人事、財務、総務、コンプライアンス等の各間接機能の業務を順次見直しました。

さらに、新生銀行は、当社グループを新生銀行グループにおける決済・小口ファイナンスを担う戦略子会社と位置づけ、新生銀行が中期経営戦略に掲げる価値共創や小口ファイナンスの推進に向け、グループベースのソリューション最適化および意思決定の全体最適化を実現するとともに、「グループ本社」を通じより高度なグループガバナンスを実現していくことを目的に、2020年12月1日をもって当社を完全子会社といたしました。

コンプライアンス体制については、「コンプライアンス委員会」および「総合管理部（コンプライアンス・法務）」を設置するとともに複数の顧問弁護士と連携し、当社グループのあらゆる事象に対して法令遵守の観点からチェックを行い、またコンプライアンスに関するマニュアルを制定し、グループ社員への教育および啓蒙を徹底しております。役職員のコンプライアンス問題については、コンプライアンスホットライン制度により、グループ全体の通報状況、対応状況を把握しております。

反社会的勢力への対応については、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示しております。経営への報告体制は、反社会的勢力との取引が発覚した場合の経営責任者への即時報告、月次での反社会的勢力排除のための取組みに係る経営責任者への報告について、取締役会およびコンプライアンス委員会にて報告することを規定しております。個別取引与信、取引先取引与信等については、反社会的勢力への対応強化および排除のため、外部機関との提携を進め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することとしております。反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等は、各種マニュアルを整備し、排除のための取組み実施にあたり、適正な業務運営を確保するとともに、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の整備状況については、当社グループの業務運営に係るリスクとその管理部署を明確にし、各リスクの管理規程を制定する等、リスク管理を恒常的に行う体制の整備およびその円滑な運営等に努めております。また、当社グループは、当社に「コンプライアンス委員会」「ALM委員会」を設置するとともに、当社グループにおける各事項について基本方針等を定め、事業等に密接に関わる株式会社アプラスに「クレジット委員会」「新事業・商品委員会」「人事委員会」「賞罰委員会」を設置し、相互の連携を密に行うことで適切な内部統制システムの構築と経営監視機能の充実を図っております。

子会社の業務の適正性を確保するための整備状況

当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行っております。当社子会社の取締役および従業員の職務執行に係る事項の報告に関しては、「子会社・関連会社管理規程」および「業務分掌ならびに決裁権限規程」に基づき行っております。当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保することに関しては、子会社の自主性を尊重するため子会社の取締役会等で協議するものとし、業務の内容に応じて当社と事前協議を行っております。当社子会社の損失の危険の管理に関しては、それぞれの対応部署にて定める各諸規程類によって管理しており、「内部監査規程」により子会社毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させております。

当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することの確保に関しては、子会社の規模その他に応じて監査役を設置するとともに、当社または子会社におけるコンプライアンス関連の規程等により、コンプライアンス遵守状況の監視および徹底を図っております。

役員の報酬の内容

ア．役員報酬等またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。当社の役員報酬の決定については、2006年6月29日開催の当社株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額150百万円、監査役の報酬限度額を年額50百万円としております。

当社の役員報酬等の額の決定については、株主総会で決議された金額の範囲内で、取締役報酬については取締役会が社長に一任することが決議されており、監査役報酬については監査役会の協議により決定しております。なお、当社の役員報酬に業績連動報酬は含まれておりません。

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、対象となる役員の員数

当連結会計年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。なお、個人別の報酬等の総額について記載すべき内容はあります。

役員区分	支給人数 (名)	報酬等の総額(基本報酬) (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (1)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	19 (19)
合計 (うち社外役員合計)	11 (4)	29 (24)

- (注) 1．当連結会計年度末時点での在任は、取締役9名、監査役3名であります。当連結会計年度における報酬等支給人数は、取締役8名および監査役3名であります。上記報酬支給人数には、2020年6月25日開催の当社定時株主総会をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。
- 2．常勤の社内取締役7名は、当社子会社である株式会社アプラスおよびその他子会社の取締役または執行役員を兼務しており、上記以外に株式会社アプラスより、執行役員としての固定報酬および賞与86百万円が支給されております。
- 3．当社は、2013年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
- 4．上記報酬等の額のほか、社外取締役および社外監査役が、当社の親会社または当社の親会社の子会社から受けた役員としての報酬額はあります。
- 5．当連結会計年度において、上記以外のストックオプションおよび賞与等の支給はあります。

取締役の定数

当社は、取締役の定数について、25名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への事業年度中における還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式の議決権

当社は、資本・業務の両面からより強固な経営基盤・財務基盤の確立を図るため、第一回B種優先株式、H種優先株式を発行しております。

資本の増強にあたり既存の株主への影響を考慮したため、これらの優先株式の議決権の有無および内容は普通株式と異なります。

優先株式に関する内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 0名 (役員のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役) 最高 経営責任者	清水 哲朗	1967年10月11日生	1990年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行 2015年6月 同行執行役員個人営業本部長 2015年6月 株式会社アプラス取締役 2015年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 2015年6月 当社取締役 2016年4月 新生フィナンシャル株式会社取締役(現任) 2019年6月 株式会社新生銀行常務執行役員 個人ビジネスユニット長シニアオフィサー グループ事業戦略 2019年6月 株式会社アプラス代表取締役社長 社長執行役員(現任) 2019年6月 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社代表取締役社長(現任) 2021年4月 株式会社新生銀行専務執行役員 個人ビジネスユニット長シニアオフィサー グループ企画財務グループ経営企画部サステナビリティ企画担当(特命)(現任)	(注)2	-
取締役	鍵田 裕之	1969年5月16日生	1992年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行 2011年5月 当社執行役員 2019年6月 株式会社新生銀行執行役員お客様サービス 担当兼グループ個人企画部長 2019年6月 株式会社アプラス取締役(現任) 2019年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2021年4月 株式会社新生銀行執行役員グループ個人企画部長(現任)	(注)2	-
取締役	小座野 喜景	1962年11月1日生	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行 2016年4月 同行常務執行役員特命担当(グループ事業戦略主担当) 2016年4月 新生フィナンシャル株式会社取締役(現任) 2016年6月 株式会社アプラス取締役(現任) 2016年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) 2021年6月 株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ事業戦略(専務執行役員相当)(現任)	(注)2	-
取締役	鳥越 宏行	1965年8月6日生	1989年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2005年3月 株式会社新生銀行入行 2017年11月 新生フィナンシャル株式会社代表取締役社長兼CEO(現任) 2019年6月 株式会社新生銀行シニアオフィサー グループ事業戦略常務執行役員コンシューマ ファイナンス総括 2021年3月 当社取締役(現任) 2021年3月 株式会社アプラス取締役(現任) 2021年4月 株式会社新生銀行常務執行役員コンシューマ ファイナンス総括(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	平沢 晃	1963年 5 月29日生	1987年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2016年12月 新生フィナンシャル株式会社取締役（現任） 2016年12月 株式会社アプラス取締役（現任） 2016年12月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役（現任） 2017年 4 月 株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ組織戦略兼グループ人事 常務執行役員 コーポレートサービス総括 2017年 6 月 当社取締役（現任） 2021年 6 月 株式会社新生銀行取締役 管掌グループ組織戦略、グループ人事、グループ総務、グループIT チーフオフィサー グループ法務・コンプライアンス、専務執行役員業務管理担当（現任）	(注) 2	-
監査役	松本 恭平	1958年 3 月15日生	1981年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2017年 4 月 同行チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンス 2017年 7 月 新生フィナンシャル株式会社取締役 2020年 6 月 株式会社アプラス監査役（現任） 2020年 6 月 当社監査役（現任）	(注) 3	-
監査役	笠原 二郎	1959年 5 月29日生	1982年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2016年 4 月 同行マネージメント業務部長 2018年 6 月 株式会社アプラス監査役 2018年 6 月 当社監査役 2020年 6 月 株式会社アプラスインベストメント監査役（現任） 2021年 6 月 株式会社アプラス監査役（現任） 2021年 6 月 株式会社当社監査役（現任）	(注) 4	-
計					

- (注) 1 . 監査役松本恭平は、社外監査役であります。
2 . 2021年 6 月25日から2022年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3 . 2020年 6 月25日から2022年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 . 2021年 6 月25日から2022年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

社外監査役である松本恭平は、株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンスとしての専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため、就任をお願いしたものであり、特別の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役は、本有価証券報告書提出日時点において、金融機関での業務が長く財務および会計に関する知見を有する監査役2名で構成され、それぞれの持つ専門性とコーポレート・ガバナンス等に関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で業務執行の監査を行っております。

監査役監査については、3ヶ月に1回以上、また必要に応じて開催される「取締役会」に出席し、取締役による業務執行の意思決定などが適正になされているか監査を行っております。また、その他重要な会議等への出席や必要に応じて主要な事業所等への往査を行っております。

なお、当社は上場廃止となったことから会社の機関簡素化を目的として、2020年12月18日に監査役会を廃止し、その後は監査役協議会を開催しています。

当事業年度における監査役会および監査役協議会の開催回数は、それぞれ11回と3回です。また、監査役会および監査役協議会への監査役の出席状況および主な活動内容は、次のとおりです。

氏名	地位	主な活動状況
松本 恭平	監査役	2020年6月25日就任以降、当社監査役会7回のうち7回に出席し、また監査役協議会3回のうち3回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
寺澤 英輔 (注1)	監査役	2020年12月18日就任以降、当社監査役協議会3回のうち3回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
笠原 二郎 (注1)	常勤監査役 (注2)	当社監査役会4回のうち4回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
小林 純一 (注1)	監査役	当社監査役会11回のうち11回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
保木野 秀明 (注1)	監査役	当社監査役会11回のうち11回に出席し、また監査役協議会3回のうち3回に出席し、弁護士の観点から、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。

(注1) 笠原二郎は2020年6月25日付、小林純一は2020年12月18日付、保木野秀明は2021年3月31日付、寺澤英輔は2021年6月25日付で辞任により退任しております。

(注2) 退任時の地位となります。なお、2021年3月期に係る定時株主総会にて選任により就任しております。

内部監査の状況

内部監査については、代表取締役社長直轄の独立組織として、本有価証券報告書提出日時点において当社グループの8名が所属する監査部を設置し、グループにおける、一切の業務活動および諸制度が適正かつ合理的に遂行されているかを検証しています。監査結果については、当社ならびに各社の代表取締役、担当役員および監査役に報告するとともに、該当部署に対して改善指導等を実施し、内部統制の充実を図っております。

会計監査の状況

ア．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

イ．継続監査期間

2005年3月期以降

ウ．業務を執行した公認会計士

佐藤 嘉雄氏
渡邊 康一郎氏

エ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等6名、その他14名であります。

オ．監査法人の選定方針と理由

監査役は、「会計監査人の選定基準」を設け、会計監査人の独立性および品質管理体制の適切性が確保されているかを基準に、会計監査人を選定する方針です。有限責任監査法人トーマツにおいては、当社選定基準を満たしており、再任しております。

また、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。

なお、監査役は、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、会計監査人の解任または不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。

カ．監査役による監査法人の評価

監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、監査の方法および結果が相当であると評価しております。

監査報酬の内容等

ア．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	36	1	36	-
連結子会社	70	6	69	-
計	106	7	105	-

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォート業務であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策態勢整備に向けた助言サービスであります。

（当連結会計年度）

当社および連結子会社における非監査業務に基づく報酬はありません。

イ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（ア.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	9	-	18
連結子会社	-	-	-	0
計	-	9	-	19

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、税務申告書作成費用であります。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、税務申告書作成費用であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、債権譲受に関する意見書作成費用であります。

ウ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

エ．監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案した上で決定しております。

オ．監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会計監査人から提出のあった当該年度監査計画および昨年度の報酬実績等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、合理性・相当性があるものと判断いたしました。

(4)【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5)【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表および事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構の行うセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	186,854	139,301
割賦売掛金	1, 2 683,508	1, 2 724,207
信用保証割賦売掛金	473,539	535,305
リース投資資産	24,581	38,037
金銭の信託	3 99,560	3 92,588
その他	43,510	45,430
貸倒引当金	34,874	38,514
流動資産合計	1,476,680	1,536,357
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,587	1,580
土地	3,004	3,004
その他（純額）	1,830	1,329
有形固定資産合計	4 6,422	4 5,914
無形固定資産		
ソフトウェア	22,469	20,540
無形固定資産合計	22,469	20,540
投資その他の資産		
投資有価証券	167	168
退職給付に係る資産	2,860	6,379
繰延税金資産	4,439	3,491
その他	2,282	2,074
投資その他の資産合計	9,750	12,113
固定資産合計	38,642	38,568
繰延資産		
社債発行費	73	54
繰延資産合計	73	54
資産合計	1,515,396	1,574,979

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,826	18,000
信用保証買掛金	473,539	535,305
短期社債	176,300	147,300
1年内償還予定の社債	10,000	-
短期借入金	106,500	285,000
1年内返済予定の長期借入金	79,768	79,686
リース債務	4,506	7,322
未払法人税等	1,134	601
賞与引当金	1,410	1,399
預り金	104,570	112,195
割賦利益繰延	5 31,671	5 33,233
その他	5,912	5,570
流動負債合計	1,013,140	1,225,615
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	102,375	73,241
長期債権流動化債務	2 286,729	2 145,457
リース債務	20,074	30,714
利息返還損失引当金	6,855	6,662
退職給付に係る負債	52	-
その他	601	556
固定負債合計	436,688	276,632
負債合計	1,449,828	1,502,247
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	3,730	3,730
利益剰余金	47,212	51,899
自己株式	0	0
株主資本合計	65,942	70,630
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
退職給付に係る調整累計額	373	2,101
その他の包括利益累計額合計	373	2,102
純資産合計	65,568	72,732
負債純資産合計	1,515,396	1,574,979

【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
包括信用購入あっせん収益	21,285	20,276
個別信用購入あっせん収益	11,268	12,660
信用保証収益	18,184	18,384
融資収益	12,325	10,578
金融収益		
受取配当金	1,256	1,130
その他	0	21
金融収益合計	1,256	1,151
その他の営業収益	14,574	15,485
営業収益合計	78,895	78,538
営業費用		
販売費及び一般管理費	1 71,323	1 68,558
金融費用		
支払利息	2,654	2,567
その他	293	204
金融費用合計	2,947	2,772
営業費用合計	74,271	71,330
営業利益	4,623	7,207
営業外収益		
預り金取崩益	112	-
キャッシュレス補助金	-	107
受取精算金	-	25
雑収入	52	72
営業外収益合計	164	205
営業外費用		
固定資産除却損	317	25
減損損失	-	122
ポイント精算金	-	100
雑損失	84	68
営業外費用合計	401	316
経常利益	4,386	7,095
税金等調整前当期純利益	4,386	7,095
法人税、住民税及び事業税	561	2,553
法人税等調整額	953	145
法人税等合計	1,515	2,407
当期純利益	2,871	4,687
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益	2,871	4,687
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
退職給付に係る調整額	774	2,475
その他の包括利益合計	2 774	2 2,475
包括利益	2,096	7,163
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,096	7,163
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,000	9,572	55,567	0	80,140
当期変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替		11,227	11,227		-
自己株式の消却		17,069		17,069	-
親会社株主に帰属する当期純利益			2,871		2,871
自己株式の取得				17,069	17,069
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	5,842	8,355	0	14,197
当期末残高	15,000	3,730	47,212	0	65,942

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	-	400	400	80,541
当期変動額				
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
自己株式の消却				-
親会社株主に帰属する当期純利益				2,871
自己株式の取得				17,069
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	774	774	774
当期変動額合計	0	774	774	14,972
当期末残高	0	373	373	65,568

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,000	3,730	47,212	0	65,942
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,687		4,687
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	4,687	0	4,687
当期末残高	15,000	3,730	51,899	0	70,630

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	0	373	373	65,568
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				4,687
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	2,475	2,475	2,475
当期変動額合計	0	2,475	2,475	7,163
当期末残高	0	2,101	2,102	72,732

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,386	7,095
減価償却費	4,462	4,770
固定資産除却損	317	25
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,481	3,639
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	286	193
受取利息及び受取配当金	1,256	1,131
支払利息	2,674	2,586
売上債権の増減額(は増加)	40,599	26,464
仕入債務の増減額(は減少)	4,371	7,798
その他	934	1,603
小計	22,383	269
利息及び配当金の受取額	1,256	1,131
利息の支払額	2,702	2,626
法人税等の支払額	220	2,833
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,049	4,597
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,113	648
無形固定資産の取得による支出	1,657	3,442
その他	297	215
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,067	4,307
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	18,000	178,500
短期社債の純増減額(は減少)	26,300	29,000
長期借入れによる収入	62,200	53,000
長期借入金の返済による支出	82,498	82,216
債権流動化による収入	101,774	28,064
債権流動化の返済による支出	105,817	169,336
リース債務の返済による支出	3,890	6,877
社債の発行による収入	10,000	-
社債の償還による支出	10,000	10,000
自己株式の取得による支出	17,069	0
その他	43	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	37,044	37,865
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	64,162	46,770
現金及び現金同等物の期首残高	264,105	199,942
現金及び現金同等物の期末残高	199,942	153,172

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 4社
- (2) 主要な連結子会社名
(株)アプラス
(株)アプラスパーソナルローン
全日信販(株)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(ア) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

(イ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として、定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物および構築物、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5~15年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当連結会計年度の金額は39,630百万円(前連結会計年度は38,759百万円)であります。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

利息返還損失引当金

将来の利息返還請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

包括信用購入あっせん	・・・7・8分法により計上する方法
個別信用購入あっせん	・・・7・8分法により計上する方法
信用保証（保証料契約時一括受領）	・・・7・8分法により計上する方法
信用保証（保証料分割受領）	・・・定額法により計上する方法

(残債方式契約)

包括信用購入あっせん	・・・残債方式により計上する方法
個別信用購入あっせん	・・・残債方式により計上する方法
信用保証（保証料分割受領）	・・・残債方式により計上する方法
融資	・・・残債方式により計上する方法

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。
2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
3. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期的な投資等からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間（3～5年）で均等償却を行っております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社グループは、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

債務保証のうち、当社が集金を行う債務保証（提携ローン保証および回収金保証）は、信用保証割賦売掛金および信用保証買掛金として計上しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続を新たに開示しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	項目	当連結会計年度
(1)	貸倒引当金	38,514
(2)	利息返還損失引当金	6,662
(3)	繰延税金資産	3,491

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 貸倒引当金

当社グループでは、すべての債権を、「自己査定実施規定」に基づき、信用リスク管理部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて、予め定めている債権・引当基準に則り、貸倒引当金を計上しております。

破綻先債権（元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権）、および延滞債権（破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権）のうち実質破綻先（破綻先と同等の状況にある債務者）に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として直接減額しております。

一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

貸倒引当金は、自己査定規程に基づく債務者区分かつ商品区分ごとに貸倒実績率を算定した上で、それらの区分の債権残高に各々の貸倒実績率を乗じて算出しており、債権残高は、延滞月数及び債務者の個別状況に応じた区分（弁護士介入、破産など）に従って、自己査定規程に定められた債務者区分、商品区分毎に分類、集計を行っております。

貸倒実績率は、債権の平均残存期間などを基礎として決定した商品区分ごとの算定期間（1～7年）における当初債権発生総額と毀損累計額から算定し、3算定期間の平均値を貸倒実績率としております。但し、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先および破綻先の債権に関しては、一定の回収期間に基づいて貸倒実績率を算定しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保付債権等については、原則として債権額から担保の評価額による回収が可能と認められる額を控除した残額に対し、必要額を計上しております。

当社グループは、現状の貸倒引当金計上額で、当社グループが認識する信用リスクから発生しうる損失を十分にカバーしていると考えておりますが、将来見込み等必要な修正を加えているものの貸倒引当金の見積りは基本的に過去の貸倒実績により計算しているため、急激な経済環境の変化や担保価値の下落によって、実際の貸倒損失が予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金が不十分となる可能性があります。

(2) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（いわゆるグレーゾーン金利）により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えて設定する引当金であります。

利息の返還請求は貸付に関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞した時には期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について貸金業者は返還することとなります。

当社グループでは、2007年度より新規顧客および既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内で実施しておりますが、過去にグレーゾーン金利で営業を行っており、債務者等から返還請求があるため利息返還損失引当金の計上が必要になります。

利息返還損失引当金の計算にあたっては、グレーゾーン金利により貸し付けられた貸付金を対象として、過去の返還請求の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1顧客当たりの返還請求見込み金額を乗じることにより、将来返還が見込まれる額を見積もっております。なお、利息返還損失引当金の見積りにあたっては、過去の利息返還額の発生状況を分析し将来にわたる利息返還損失額を合理的に予想して計算する必要があることから、過去の返還請求件数、1請求当たりの返還請求見込金額および返還請求額に対する

見込返還金額の比率（返還率）など、過去の見積と実績の乖離要因、弁護士事務所・司法書士事務所等の動向を分析することにより、将来どのように遷移していくかの補正を行っております。

近時では「グレーゾーン金利」に関する取引履歴開示請求の件数や利息返還請求額は過去のピークを大きく下回って安定的に推移しており、将来の予想を加味した見積りにより利息返還に係る追加的な損失の発生は限定的になるものと認識しております。他方、引当金額は基本的に過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、現時点では予想できない将来の環境変化等によって、現在の引当金額が将来の利息返還請求および関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の費用が生じる可能性があります。

(3) 繰延税金資産

当社グループでは、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得に関する見通しをはじめとする様々な予測・前提に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上に関する判断は、毎決算期末時点において実施しておりますが、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得の見積り変更等により、前連結会計年度に計上した繰延税金資産の一部、または全額の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を取り崩しております。翌1年間の一時差異等加減算前課税所得は十分見込めるとしても、期末時点において、将来の一定の事実の発生が見込めないことまたは当社グループによる将来の一定の行為の実施についての意思決定または実施計画等が存在しないことにより、将来の税金負担額の軽減の要件を充足することが見込めない場合には、同様に当社グループの繰延税金資産を取り崩しております。

(未適用の会計基準等)

2021年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは下記のとおりであります。

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日 企業会計基準委員会）

1. 概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理および開示について定めることを目的として公表されたものであります。これはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2018年1月1日適用開始）の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は、現在評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

1. 概要

「時価の算定に関する会計基準」等は、主に金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図ることを目的として公表されたものです。これはIFRS第13号「公正価値測定」の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で個別項目に対するその他の取扱いについて、定められたものであります。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現在評価中であり
ます。

（表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に
係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度
に係る内容については記載しておりません。

（追加情報）

（重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定）

前連結会計年度末において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くも
のと想定しておりましたが、当連結会計年度末において、当該想定に重要な変更はなく会計上の見積りおよび当該見
積りに用いた仮定に重要な影響はないと判断しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経済活動の停滞が長期化した場合や、さらには緊急事態宣言発令下で
の外出自粛要請により、消費行動が抑制された場合は、当社の主力事業であるショッピングクレジット、カード等の
事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 部門別割賦売掛金

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
包括信用購入あっせん	98,901百万円	93,836百万円
個別信用購入あっせん	310,067	374,428
融資	274,540	255,942
計	683,508	724,207

2. 担保資産および担保付債務

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
担保に供している資産		
割賦売掛金等	286,729百万円	145,457百万円
担保付債務		
長期債権流動化債務	286,729	145,457

3. 金銭の信託は、主として信用保証業務の一環として設定しているものであります。

4. 減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
有形固定資産	6,386百万円	7,080百万円

5. 部門別割賦利益繰延

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
包括信用購入あっせん		
期首残高	661百万円	662百万円
増加額	21,285	20,265
減少額	21,285	20,276
期末残高	662	650
	(64)	(59)
個別信用購入あっせん		
期首残高	11,970百万円	12,641百万円
増加額	11,939	14,466
減少額	11,268	12,660
期末残高	12,641	14,447
	(2,619)	(2,772)
信用保証		
期首残高	17,563百万円	18,367百万円
増加額	18,988	18,152
減少額	18,184	18,384
期末残高	18,367	18,135
計		
期首残高	30,195百万円	31,671百万円
増加額	52,213	52,883
減少額	50,737	51,321
期末残高	31,671	33,233
	(2,684)	(2,832)

(注) ()内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。

6. 偶発債務

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
保証債務残高のうち債権、債務とみな されない残高	25,593百万円	24,864百万円
従業員借入金保証残高	6	5

(注) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高には、新生銀行グループにおける家賃保証業務の強化に伴い、当社グループにおいても、家賃保証業務の収益拡大が今後見込まれることから、最大賃料保証債務(家賃の1ヶ月相当額)を算定し、前連結会計年度20,107百万円、当連結会計年度20,843百万円を含めて記載しております。

7. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出未実行残高	745,203百万円	714,436百万円

(注) 貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社グループの将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。

8. リスク管理債権

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権	18百万円	17百万円
延滞債権	15,692	16,297
3ヵ月以上延滞債権	750	979
貸出条件緩和債権	11,845	12,610

(注) 1. リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、上記の債権であります。

2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という)等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。

3. 延滞債権とは、破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権であります。

4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として直接減額した金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権	15,797百万円	15,419百万円
延滞債権のうち実質破綻先 に対する債権	22,961	24,211

(連結損益及び包括利益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費の主な内容

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸倒引当金繰入額	15,260百万円	12,727百万円
利息返還損失引当金繰入額	1,701	1,660
賞与引当金繰入額	1,410	1,399
支払手数料	22,207	22,421
従業員給料手当	7,760	7,542
販売促進費	6,794	6,528

2. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	0百万円	0百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	0	0
税効果額	-	0
その他有価証券評価差額金	0	0
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,249	3,389
組替調整額	131	180
税効果調整前	1,117	3,569
税効果額	343	1,094
退職給付に係る調整額	774	2,475
その他の包括利益合計	774	2,475

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,524,211,152	-	-	1,524,211,152
第一回B種優先株式	2,500,000	-	-	2,500,000
D種優先株式(注)1	8,500,000	-	8,500,000	-
H種優先株式	22,750,000	-	-	22,750,000
合計	1,557,961,152	-	8,500,000	1,549,461,152
自己株式				
普通株式(注)2	5,536	341	-	5,877
D種優先株式(注)3・4	-	8,500,000	8,500,000	-
合計	5,536	8,500,341	8,500,000	5,877

(注)1. D種優先株式(自己株式)の減少は、消却したことによるものであります。

2. 普通株式(自己株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. D種優先株式(自己株式)の増加は、買取りによるものであります。

4. D種優先株式(自己株式)の減少は、消却したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,524,211,152	-	-	1,524,211,152
第一回B種優先株式	2,500,000	-	-	2,500,000
H種優先株式	22,750,000	-	-	22,750,000
合計	1,549,461,152	-	-	1,549,461,152
自己株式				
普通株式(注)1	5,877	800	-	6,677
合計	5,877	800	-	6,677

(注)1. 普通株式(自己株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	186,854百万円	139,301百万円
流動資産のその他に含まれる現金同等物	13,087	13,870
現金及び現金同等物の期末残高	199,942	153,172

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

1. 借手側

該当事項はありません。

2. 貸手側

リース投資資産は、転リース取引に係るものであり、利息相当額控除後の金額を計上しております。

オペレーティング・リース取引

1. 借手側

未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	585	563
1年超	712	460
合計	1,298	1,024

2. 貸手側

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ショッピングクレジット事業、カード事業、ローン事業などの消費者向けファイナンス事業を行っております。これらの事業を行うため、金融市場の状況や、調達と運用のバランス管理（ALM）などの観点から、銀行借入による間接金融のほか、社債や短期社債の発行、債権流動化などの直接金融を活用し、資金調達の多様化に取り組んでおります。

当社グループが保有する金融資産は金利変動を伴わないものが大半となっておりますが、金融負債は金利変動を伴うものが多く含まれているため、ALMによるポートフォリオマネジメントを実施しております。

また、余資運用については、安全性・流動性を最優先に取り組んでおり、現先による短期運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に個人に対するショッピングクレジット事業、カード事業およびローン事業による金銭債権で構成されており、顧客の契約不履行や加盟店の倒産等によってもたらされる信用リスクにさらされております。消費者金融事業の一部については、いわゆるグレーゾーン金利を含む貸付金があり、利息返還請求を受ける可能性があります。

金融負債においては、借入金、短期社債および債権流動化などの資金調達が、金融市場の環境変化などにより利用できなくなる流動性リスクにさらされております。また、変動金利の借入を行っているため、金利の変動リスクにさらされております。

当社グループが行っておりますデリバティブ取引は、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とする金利スワップ取引であります。なお、金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理を採用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、クレジットポリシーおよび信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、個別契約に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。これらの与信管理は、信用リスク管理部門が担当しており、その内容について経営会議等への定期的な報告や付議を行っております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、取引の相手先を信用度の高い金融機関に限定するなど、取引に制限を設けております。

市場リスクの管理

ア．金利変動リスクの管理

当社グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。当社社長直轄の組織としてALM委員会を設置し、ALM委員会規程に基づき、ALMに関する基本方針の策定、調達・運用の金利水準の分析、調達方法の審議、社内適用金利（基準金利）の審議などを行っております。具体的には、財務部門において金利感応度分析やギャップ分析等により資産・負債のバランスをモニタリングし、その結果について、ALM委員会に報告しております。

イ．市場リスクに係る定量的情報

当社グループは、金融資産および金融負債について、金利の合理的な変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2021年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、資産の時価が3,877百万円、負債の時価が125百万円減少し、10ベーシス・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合には、資産の時価が3,904百万円、負債の時価が125百万円増加するものと把握しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務部において日次の資金管理を行うほか、ALM委員会において調達構造の状況や金融機関との取引状況、資金繰りの状況について検証を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2に記載のとおりであります。）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	186,854	186,854	-
(2) 割賦売掛金	683,508		
貸倒引当金（*1）	21,335		
割賦利益繰延（*2）	11,443		
	650,729	739,845	89,115
(3) 金銭の信託	99,560	103,917	4,357
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	6	6	-
資産計	937,151	1,030,625	93,473
(1) 支払手形及び買掛金	17,826	17,826	-
(2) 短期社債	176,300	176,300	-
(3) 1年内償還予定の社債および社債	30,000	29,815	185
(4) 短期借入金	106,500	106,500	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金および長期借入金	182,143	182,697	554
(6) 預り金	104,570	104,570	-
(7) 長期債権流動化債務	286,729	286,623	105
負債計	904,070	904,333	263

（*1） 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（*2） 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

（*3） 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は6,495百万円であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	139,301	139,301	-
(2) 割賦売掛金	724,207		
貸倒引当金(*1)	23,415		
割賦利益繰延(*2)	13,302		
	687,489	773,696	86,206
(3) 金銭の信託	92,588	96,074	3,486
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7	7	-
資産計	919,387	1,009,080	89,692
(1) 支払手形及び買掛金	18,000	18,000	-
(2) 短期社債	147,300	147,300	-
(3) 1年内償還予定の社債および社債	20,000	19,871	129
(4) 短期借入金	285,000	285,000	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金および長期借入金	152,927	153,085	158
(6) 預り金	112,195	112,195	-
(7) 長期債権流動化債務	145,457	145,205	252
負債計	880,880	880,657	223

(*1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

(*3) 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は6,290百万円であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮しておりません。

(3) 金銭の信託

主として信用保証業務の一環として設定しているものであり、見積将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

(4) 投資有価証券

株式は、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期社債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債および社債

市場価格によっております。

(4) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金および長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期債権流動化債務

元利金の合計額を同様の流動化を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

債務保証

見積将来キャッシュ・フローの金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	160	160
投資事業有限責任組合及びそれ に類する組合への出資	0	0
合計	160	160

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	186,854	-	-	-	-	-
割賦売掛金	131,812	101,152	72,824	45,717	38,920	287,776
合計	318,667	101,152	72,824	45,717	38,920	287,776

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	139,301	-	-	-	-	-
割賦売掛金	132,337	101,264	75,150	51,702	44,131	308,527
合計	271,639	101,264	75,150	51,702	44,131	308,527

(注) 4. 社債、長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期社債	176,300	-	-	-	-	-
短期借入金	106,500	-	-	-	-	-
社債	10,000	-	-	10,000	10,000	-
長期借入金	79,768	64,538	20,485	12,926	3,276	1,150
合計	372,568	64,538	20,485	22,926	13,276	1,150

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期社債	147,300	-	-	-	-	-
短期借入金	285,000	-	-	-	-	-
社債	-	-	10,000	10,000	-	-
長期借入金	79,686	35,633	28,372	4,776	3,410	1,050
合計	511,986	35,633	38,372	14,776	3,410	1,050

長期債権流動化債務は、返済予定額を正確に算定することが困難なため記載しておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	6	7	0

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額160百万円)ならびに投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(連結貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	7	7	0

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額160百万円)ならびに投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(連結貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
なお、退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	14,270百万円	14,355百万円
勤務費用	728	713
利息費用	142	143
数理計算上の差異の発生額	108	113
退職給付の支払額	678	667
退職給付債務の期末残高	14,355	14,658

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	18,094百万円	17,163百万円
期待運用収益	532	504
数理計算上の差異の発生額	1,357	3,503
事業主からの拠出額	398	390
退職給付の支払額	503	523
年金資産の期末残高	17,163	21,037

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び
退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,355百万円	14,658百万円
年金資産	17,163	21,037
	2,808	6,379
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	2,808	6,379
退職給付に係る資産	2,860	6,379
退職給付に係る負債	52	-
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	2,808	6,379

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	728百万円	713百万円
利息費用	142	143
期待運用収益	532	504
数理計算上の差異の費用処理額	131	180
その他	4	6
確定給付制度に係る退職給付費用	474	540
合計	474	540

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	1,117	3,569
合計	1,117	3,569

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	743百万円	2,825百万円
合計	743	2,825

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	46%	53%
債券	28	25
生保一般勘定	19	16
その他	7	6
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、退職給付信託が前連結会計年度16%、当連結会計年度18%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	3.5%	3.5%
予想昇給率	0.0～11.5%	0.0～11.5%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金および貸倒損失	22,728百万円	24,095百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	14,557	12,395
その他	6,470	6,400
繰延税金資産小計	43,755	42,891
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	12,967	11,967
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	25,678	25,711
評価性引当額小計	38,645	37,679
繰延税金資産合計	5,110	5,212
繰延税金負債		
前払年金費用	571百万円	1,624百万円
資産除去費用	73	71
連結子会社資産時価評価差額金	25	25
繰延税金負債合計	670	1,721
繰延税金資産の純額	4,439	3,491

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	2,175	315	3,077	128	-	8,860	14,557
評価性引当額	701	239	3,037	128	-	8,860	12,967
繰延税金資産	1,473	76	39	-	-	-	1,589

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (2)	239	3,017	128	-	2,430	6,580	12,395
評価性引当額	-	2,828	128	-	2,430	6,580	11,967
繰延税金資産	239	188	-	-	-	-	428

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額	4.6	13.6
住民税均等割	2.0	1.2
交際費	2.9	2.0
適用税率差異	0.6	0.2
繰越欠損金期限切れ	-	15.3
その他	3.1	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5	33.9

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能な構成単位であり、最高経営責任者（CEO）が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、お客さまに提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されております。主要な子会社である株式会社アプラスおよび株式会社アプラスパーソナルローンが行う事業を「ショッピングクレジット事業」、「カード事業」、「ローン事業」および「ペイメント事業」に区分し、また、信販業を営む全日信販株式会社と金銭債権の取得・回収等を業とする株式会社アプラスインベストメントを「その他子会社」として、これら5つを報告セグメントとしております。

各セグメントの主な内容は以下のとおりであります。

「ショッピングクレジット事業」は、個別信用購入あっせん業務および信用保証業務、「カード事業」は、包括信用購入あっせん業務およびクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は、融資業務、「ペイメント事業」は、集金代行業務であります。

なお、金融・決済サービスの多様化に伴い、取扱商品の特性を見直したことにより、当連結会計年度より、従来「ペイメント」に含めていた金額の一部を「カード」に含めております。また、前連結会計年度のセグメント情報についても変更後の区分に基づき作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部取引における取引価格は、第三者取引価格に基づいております。

なお、資産、負債については、事業セグメントごとの管理を行っておりません。

また、報告セグメントの算定上、減価償却費および支払利息は、一部について他の営業経費と合算した上で事業セグメントに配分しており、減価償却費、支払利息としては事業セグメントごとの把握・管理は行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結損益 及び包括 利益計算 書計上額 (注)3
	ショッピ ングクレ ジット	カード	ローン	ペイメン ト	その他子 会社	計				
営業収益										
外部顧客への 売上高	30,229	24,963	7,772	12,903	2,255	78,122	773	78,895	-	78,895
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	0	5	5	-	5	5	-
計	30,229	24,963	7,772	12,903	2,260	78,127	773	78,900	5	78,895
セグメント利益 又は損失()	2,989	691	2,444	2,064	108	8,296	1,203	7,093	2,470	4,623

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース事業および住宅ローン事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失の調整額 2,470百万円には、セグメント間取引消去1百万円、各報告セグメントに配分していない調整額 2,471百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結損益 及び包括 利益計算 書計上額 (注)3
	ショッピ ングクレ ジット	カード	ローン	ペイメン ト	その他子 会社	計				
営業収益										
外部顧客への 売上高	32,434	23,449	6,877	13,684	1,284	77,728	810	78,538	-	78,538
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	1	-	0	3	4	-	4	4	-
計	32,434	23,450	6,877	13,684	1,287	77,732	810	78,542	4	78,538
セグメント利益 又は損失()	6,225	761	2,262	1,733	205	11,186	1,037	10,149	2,942	7,207

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース事業および住宅ローン事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失の調整額 2,942百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない調整額 2,942百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

当社および連結子会社が営む業務は信用供与から回収までの事業の種類や性質等が類似しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	100.0 (100.0)	-	預金の預入 資金の借入	資金の借入	1,745,800	短期借入金	106,500
								資金の返済 自己株式の取得	1,762,940 17,069		

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 資金の借入 市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(2) 自己株式の取得 自己株式の取得価格は定款の定めによっております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	100.0	-	預金の預入 資金の借入	資金の借入	4,730,000	短期借入金	285,000
								資金の返済	4,545,000		

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の借入 市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
同一の親 会社を持 つ会社	(株)昭和リース	東京都 中央区	29,360	リース業	-	-	資産の賃貸	-	-	リース債務	24,581

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

リース債務はリース料の支払にかかるものであります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
同一の親 会社を持 つ会社	(株)昭和リース	東京都	29,360	リース業	-	-	資産の賃貸	-	-	リース債務	38,037
		中央区						-	-	信用保証 買掛金	17,064

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) リース債務 リース料の支払にかかるものであります。
(2) 信用保証買掛金 当社が集金を行う債務保証であります。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	円	11.53	16.23
1株当たり当期純利益	円	1.88	3.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	1.05	1.74

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、連結貸借対照表の純資産合計額から優先株式の発行額および優先株式の配当額を控除した額であります。

2. 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,871	4,687
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,871	4,687
期中平均株式数	千株	1,524,205	1,524,204
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	1,218,401	1,171,513
(うち第一回B種優先株式)	千株	(23,809)	(34,013)
(うちD種優先株式)	千株	(57,092)	(-)
(うちH種優先株式)	千株	(1,137,500)	(1,137,500)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)アプラス	短期社債	2019年10月8日～ 2021年3月31日	176,300 (176,300)	147,300 (147,300)	0.0～0.2	なし	2020年4月8日～ 2021年9月17日
当社	株式会社アプラス フィナンシャル 第3回無担保社債	2015年6月19日	10,000 (10,000)	- (-)	0.6	なし	2020年6月19日
当社	株式会社アプラス フィナンシャル 第5回無担保社債	2018年10月15日	10,000 (-)	10,000 (-)	0.2	なし	2023年10月13日
当社	株式会社アプラス フィナンシャル 第6回無担保社債	2019年12月5日	10,000 (-)	10,000 (-)	0.2	なし	2024年12月5日
合計	-	-	206,300 (186,300)	167,300 (147,300)	-	-	-

(注) 1. ()内の金額は、1年以内における償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
147,300	-	10,000	10,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	106,500	285,000	0.2	-
1年内返済予定の長期借入金	79,768	79,686	0.5	-
1年内返済予定のリース債務	4,506	7,322	2.4	-
長期借入金 (1年内返済予定のものを除く)	102,375	73,241	0.4	2022年～2027年
リース債務 (1年内返済予定のものを除く)	20,074	30,714	2.4	2022年～2029年
長期債権流動化債務	286,729	145,457	0.5	2021年～2053年
計	599,954	621,422	-	

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高等に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金およびリース債務(1年内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は次のとおりであります。なお、長期債権流動化債務は、返済予定額を正確に算定することが困難なため記載しておりません。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	35,633	28,372	4,776	3,410
リース債務	7,327	7,186	6,510	5,083

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	19,477	39,203	-	78,538
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	2,179	4,575	-	7,095
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	1,973	3,843	-	4,687
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	1.30	2.52	-	3.08

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(1株当たり四半期純損失)(円)	1.30	1.23	-	0.54

(注) 第3四半期については、四半期報告書を提出していないため、記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 42,598	1 52,222
営業貸付金	132	126
信用保証割賦売掛金	9,548	7,052
金銭の信託	10,609	7,148
その他	5,339	4,114
貸倒引当金	175	159
流動資産合計	68,054	70,504
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	54,789	54,789
繰延税金資産	160	2
その他	7	5
投資その他の資産合計	54,957	54,797
固定資産合計	54,957	54,797
繰延資産		
社債発行費	73	54
繰延資産合計	73	54
資産合計	123,084	125,356
負債の部		
流動負債		
信用保証買掛金	9,548	7,052
1年内償還予定の社債	10,000	-
短期借入金	1 40,000	1 55,000
未払金	3,173	2,476
未払法人税等	190	0
未払費用	39	21
預り金	72	21
その他	0	-
流動負債合計	63,024	64,571
固定負債		
社債	20,000	20,000
その他	6	-
固定負債合計	20,006	20,000
負債合計	83,030	84,571
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金	3,750	3,750
資本剰余金合計	3,750	3,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,304	22,035
利益剰余金合計	21,304	22,035
自己株式	0	0
株主資本合計	40,053	40,784
純資産合計	40,053	40,784
負債純資産合計	123,084	125,356

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
信用保証収益	145	109
融資収益	7	6
金融収益		
受取配当金	1,037	1,023
受取利息	0	0
金融収益合計	1,037	1,023
その他の営業収益	216	189
営業収益合計	1,408	1,328
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,366	2,404
金融費用		
支払利息	239	196
その他	22	19
金融費用合計	261	215
営業費用合計	627	619
営業利益	780	708
営業外収益		
雑収入	0	-
営業外収益合計	0	-
経常利益	780	708
税引前当期純利益	780	708
法人税、住民税及び事業税	55	179
法人税等調整額	160	157
法人税等合計	215	22
当期純利益	995	731

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	15,000	3,750	5,842	9,592	31,535	0	56,126	56,126
当期変動額								
利益剰余金から資本剰余金への振替			11,227	11,227	11,227		-	-
自己株式の消却			17,069	17,069		17,069	-	-
当期純利益				-	995		995	995
自己株式の取得				-		17,069	17,069	17,069
当期変動額合計	-	-	5,842	5,842	10,231	0	16,073	16,073
当期末残高	15,000	3,750	-	3,750	21,304	0	40,053	40,053

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	15,000	3,750	3,750	21,304	0	40,053	40,053	
当期変動額								
当期純利益				731		731	731	
自己株式の取得					0	0	0	
当期変動額合計	-	-	-	731	0	731	731	
当期末残高	15,000	3,750	3,750	22,035	0	40,784	40,784	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間(3～5年)で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当事業年度の金額は165百万円(前事業年度は188百万円)であります。

4. 収益の計上基準

信用保証収益および融資収益は、期日到来基準とし、元本残高に対して一定率の料率で保証料または貸付利息を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

債務保証のうち、当社が集金を行う債務保証(提携ローン保証)は、信用保証割賦売掛金および信用保証買掛金として計上しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続を新たに開示しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
現金及び預金	42,050百万円	52,102百万円
短期借入金	40,000	55,000

2. 偶発債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
重畳的債務引受による債務	95,074百万円	86,318百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取配当金	1,000百万円	1,000百万円

2. 販売費及び一般管理費の主な内容

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払手数料	144百万円	233百万円
従業員給料手当	104	77
保険料	54	42
役員報酬	32	30
貸倒引当金戻入額	15	26

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価および貸借対照表計上額と時価との差額については記載しておりません。

貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	54,789百万円	54,789百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金および貸倒損失	111百万円	99百万円
税務上の繰越欠損金	510	198
その他	2	0
繰延税金資産小計	624	297
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	350	198
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	113	96
評価性引当額小計	464	294
繰延税金資産合計	160	2

(注) 分社型吸収分割方式による会社分割に係る一時差異のうち、解消時期が見積もれないものについては、繰延税金資産を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金益金不算入	39.2	43.2
評価性引当額	19.8	23.9
繰越欠損金期限切れ	-	34.1
その他	0.8	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6	3.2

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	175	-	16	159

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取・買増手数料	
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.aplusfinancial.co.jp/
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、株式会社新生銀行であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第65期) (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 2020年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類
(第65期) (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 2020年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書
(第66期第1四半期) (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) | 2020年8月4日
関東財務局長に提出 |
| (第66期第2四半期) (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) | 2020年11月13日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 | 2020年7月1日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2の規定
(取締役会における株式売渡請求の承認)に基づく臨時報告書 | 2020年10月30日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定
(親会社および当社の主要株主の異動)に基づく臨時報告書 | 2020年12月18日
近畿財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書の訂正報告書 | 2020年10月23日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

株式会社アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 康一郎 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャルの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

利息返還損失引当金の算定 (【注記事項】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (3)重要な引当金の計上基準 利息返還損失引当金、重要な会計上の見積り、追加情報)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当社グループは2021年3月期連結貸借対照表において、6,662百万円の利息返還損失引当金を計上している。また、2021年3月期連結損益計算書において1,660百万円の利息返還損失引当金繰入額を計上している。経営者は、将来の利息返還に伴う損失に備えるため、過去の利息返還損失の実績等を勘案し、将来の必要な引当額を見積っている。</p> <p>当社グループ各社の利息返還損失の見積額は、将来に渡って見込まれる利息返還請求の件数、1請求当たりの返還請求見込金額及び返還請求額に対する見込み返還金額の比率(返還率)等の計算要素から構成される。</p> <p>これらの計算要素の決定にあたり、経営者は過去の見積と実績の乖離要因を分析した上で一定期間の過去実績を基礎とした将来予測を行っているが、特に利息返還請求の将来見積件数については、弁護士事務所・司法書士事務所等の動向、具体的にはどの程度活発に利息返還請求を行うかという外部環境の影響を受けやすいため不確実性が高く、また外部環境に対する経営者の主観的な判断にも依存する。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響によってこれらの将来見積の不確実性がさらに増加する可能性がある。</p> <p>これらの不確実性及び当該不確実性に対する経営者の判断に関して、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に関して以下の対応を行った。</p> <p>経営者が引当額の見積りに用いる利息返還の実績データ、即ち返還請求された件数及び金額並びに実際に返還した件数及び金額の正確性について、関連する業務プロセスの内部統制の運用評価を実施することにより検証した。</p> <p>利息返還請求の将来見積件数、1請求当たりの返還請求見込み金額及び見込み返還金額等、経営者が引当額の見積りに使用する複数の数値や仮定の合理性について、過去の実績や各弁護士事務所・司法書士事務所等の動向等の外部環境との比較分析に基づき評価を行った。この評価に際しては、当連結会計年度の利息返還請求の実績が新型コロナウイルス感染症の影響をどの程度受けているか、当該影響を将来見積にどのように反映させるべきかに留意した。</p> <p>特に利息返還請求の将来見積件数については、弁護士事務所・司法書士事務所等の直近の動向等を勘案して現実的に想定しうる複数の当監査法人独自の将来予測シナリオを作成し、会社の将来予測見積件数と比較することによって、その合理性を検証した。</p>

貸倒引当金の算定 (【注記事項】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (3)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金、重要な会計上の見積り、追加情報)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当社グループは2021年3月期連結貸借対照表において、割賦売掛金724,207百万円及び信用保証割賦売掛金535,305百万円を含む自己査定対象資産に対して38,514百万円の貸倒引当金を計上している。また、2021年3月期連結損益計算書において12,727百万円の貸倒引当金繰入額を計上している。</p> <p>当社グループの貸倒引当金は自己査定規程に基づく債務者区分かつ商品区分ごとに貸倒実績率を算定した上で、それらの区分の債権残高に各々の貸倒実績率を乗じて貸倒引当金を算定している。</p> <p>債権残高は、延滞月数及び債務者の個別状況に応じた区分(弁護士介入、破産など)に従って、自己査定規程に定められた債務者区分、商品区分毎に分類、集計を行っている。</p> <p>貸倒実績率は、債権の平均残存期間などを基礎として決定された商品区分毎の算定期間(1年から7年)における当初債権発生総額と毀損累計額から算定し、3算定期間の平均値を貸倒実績率として採用している。</p> <p>債務者区分・商品区分別の債権残高及び同区分別の貸倒実績率は、基幹システム(及び周辺システム)により自動集計・計算されるため、通常は経営者の判断を伴う見積の不確実性は高くないが、契約期間が相対的に長期に渡る商品の新規契約が増加するなどの要因により、債権の平均残存期間などを基礎として決定された商品区分別の貸倒実績率の算定期間が実態と乖離する可能性がある。</p> <p>また、近年まで残高が急増していた不動産関連ローン債権(2021年3月期末残高133,772百万円)については、債務者の償還能力に関する見通しや担保物件の評価における将来見積の不確実性は他の商品区分と比較して相対的に高いため、上記の過去の貸倒実績率に基づく貸倒引当金にこれらの将来見積の不確実性が十分に考慮されていない可能性がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響によってこれらの将来見積の不確実性がさらに増加する可能性も勘案して、当監査法人は貸倒引当金を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に関して以下の対応を行った。</p> <p>債務者区分・商品区分別の債権残高の集計及び同区分別の貸倒実績率の算定に関して、IT専門家を利用して基幹システム(及び周辺システム)による集計及び計算の正確性並びに網羅性を検証した。</p> <p>過年度に計上した貸倒引当金残高と当連結会計年度の貸倒実績を遡及的に比較検討し、結果としての貸倒引当金の十分性を疎明することによって、債務者区分・商品区分及び各々の貸倒実績率の算定期間の適切性を評価した。</p> <p>特に商品区分別の算定期間に関しては、当該算定期間における債権の回収及び毀損(債務者区分の下方遷移)の累計額が当初債権発生総額をカバーしているか遡及的に比較検討することによって、当該算定期間の適切性を評価した。</p> <p>不動産関連ローン債権に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響など最近時の経済状況の変化等を踏まえた債務者の償還能力及び担保物件の評価を適切に反映した回収不能額を会社が見積もっているかにつき、過年度の毀損(貸倒償却及び債務者区分の下方遷移)実績を基礎とした回収不能額の試算と比較することによって、貸倒引当金の十分性を検証した。</p>

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

株式会社アプラスフィナンシャル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊康一郎 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャルの2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャルの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価 (【注記事項】重要な会計方針 1.資産の評価基準及び評価方法 有価証券 子会社株式、有価証券関係)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当社は2021年3月期貸借対照表において、54,789百万円の関係会社株式を計上しており、総資産の約44%を占めている。</p> <p>関係会社株式の内訳は信販業を営む株式会社アプラス及び全日信販株式会社、消費者金融業を営む株式会社アプラスパーソナルローン、金銭債権の取得・回収等を業とする株式会社アプラスインベストメントの4社で構成される。</p> <p>上記の関係会社株式は全て純資産額を基礎とした実質価額が取得原価を超過する状態であり、各社の事業の現状及び事業計画等を前提とする将来予測においても今後財政状態が著しく悪化する可能性が高いとは言えない状況であるが、貸借対照表の総資産に占める相対的重要性を鑑みて、当監査法人は関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に関して以下の対応を行った。</p> <p>期末日時点における関係会社株式の取得原価と純資産を基礎とした実質価額を各社ごとに比較し、実質価額の著しい下落の有無を検討した。</p> <p>関係会社各社の事業の現状を理解した上で、直近時点における事業計画等入手し、将来的に財政状態の著しい悪化が発生する可能性について検討した。</p>

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。